



協定項目	慣行の取扱い	関係項目	町村章、憲章、キャッチフレーズ、町村の花、町村の木、町村の歌、宣言
調整の方針	<p>(1) 町章、町民憲章、キャッチフレーズは新町において制定し、町の花、木、歌及び宣言は、新町において調整する。</p> <p>(2) 表彰制度は、新町において新たに制度化を図るものとする。</p> <p>(3) 各種行事は、原則として現行のとおりとするが、新町において調整を図るものとする。</p>		
2 町 村 の 現 況			
項目	紀 宝 町	鵜 殿 村	調整の具体的内容
町村章	 <p>「きほう」のきの字を円形に図案化したもので、山、川、海に面した町の発展躍進と町民の融和を象徴している。 昭和43年8月1日施行</p>	 <p>鵜殿の鵜(鵜の鳥)をシンプル化し図案化したもので、伝統を尊び未来にはばたく力強さを現す。円を基調として精神的な豊かさと円満を象徴する。羽と羽の間は、躍進鵜殿港をかたどっている。 昭和49年4月27日制定 参考 村旗は白地に緑の村章</p>	新町において制定する
憲章		<p>郷土を愛し自然と調和のとれた美しい村をつくりましょう 人と人とのつながりを大切にし明るい村をつくりましょう 心豊かで文化の香りたかい村をつくりましょう 未来を担う子らを健やかに育て伸びゆく村をつくりましょう 健康で働く喜びを味わえる活力ある村をつくりましょう 平成6年制定</p>	
キャッチフレーズ	「町民が本当に明るく住みよいと感じられるまちづくり」 「ウミガメマイタウン」	「明るく、豊かで、潤いのある住みよい村づくり」 (港のある日本一小さい村)	
町村の花		スイセン	新町において調整する
町村の木	ウバメガシ	クスノキ	
町村の歌	紀宝ふるさと音頭	ふるさと(鵜殿)音頭(鵜殿ばやし)	
宣言	交通安全宣言の町 暴力追放宣言の町 非核平和の町宣言 人権尊重の町宣言	交通安全の村宣言 暴力追放宣言の村 非核平和の村宣言 人権尊重の村宣言	新町において調整する

協定項目	慣行の取扱い	関係項目	表彰制度・行事
2 町 村 の 現 況			調整の具体的内容
項 目	紀宝町	鵜殿村	
表彰制度	<p>【根拠法令】 紀宝町表彰条例 紀宝町表彰に関する規則</p> <p>【目的】 町民及び団体等の善行美績を顕彰することを目的とする</p> <p>【事項】 1．町の教育、産業、衛生、土木、水、火防、納税、慈善福祉事業、その他公益事業に関し、功労顕著なる個人又は団体 2．満4年以上町長の職にあった者 3．満8年以上町議会議員の職にあった者 4．満8年以上助役又は収入役の職にあった者 5．満12年以上選挙管理委員会の委員、教育委員会の委員、農業委員会の委員、公平委員会の委員、固定資産評価委員会の委員の職にあった者 6．町職員として満20年以上勤続した者 7．町職員として勤務成績良好で公務員の範と認められる者 8．徳行すぐれ他の範と認められる者 9．町に対し、金員又は評価10万円以上の寄附をした個人、又は50万円以上の寄附をした団体</p> <p>【方法】 表彰状及び記念品を授与して行う</p> <p>【追彰】 被表彰者が死亡したときは追彰するものとし、表彰状及び記念品はこれを遺族に贈る。</p> <p>【時期】 表彰は毎年10月30日を定期とし必要に応じ他の期日に行うことができる。</p>		新町において調整する
行 事	消防出初式 紀宝町民文化展 健康まつり 戦没者追悼式 人権講演会 成人式 等	消防出初式 文化展 健康まつり 戦没者追悼式 人権講演会 成人式 等	新町において調整する

先進事例

ひたちなか市（平成6年11月1日合併：勝田市、那珂湊市）

慣行の取扱い

- (1) 市章
新たに市章を定めるものとする。
- (2) 市民憲章
合併後検討機関を設け、新たに市民憲章を定めるものとする。
- (3) 市の花、木、鳥
合併後検討機関を設け、新たに市の花、木、鳥の選定を行うものとする。
- (4) 都市宣言
核兵器廃絶平和都市宣言については、宣言文を統一し、都市宣言を行うものとする。
スポーツ健康都市宣言については、新市において調整するものとする。
- (5) 市民祭り
市民主導による新市の夏祭りとするよう調整に努めるものとする。また、花火大会は、観光協会事業として一本化した取組みを行うよう調整に努めるものとする。
- (6) 産業祭
新市の産業祭とし、総合的な一大イベントへ拡充するものとする。
- (7) 消防出初式
合併後統一して行うものとする。

あきる野市（平成7年9月1日合併：秋川市、五日市町）

慣行の取扱い

- (1) 市章は、新市において新たに定めるものとする。
- (2) 市の花、木、鳥は、新市において新たに定めるものとする。
- (3) 清浄都市宣言、清浄都市憲章、交通安全都市宣言、スポーツと音楽のまち宣言は、新市において調整するものとする。
- (4) 2市町独自の行事については、現行のとおりとし、その範囲を拡大する。
- (5) 2市町共通の内容の行事については、新市において調整するものとする。

篠山市（平成11年4月1日合併：篠山町、西紀町、丹南町、今田町）

町の慣行の取扱い

- (1) 町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。
- (2) 宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。
- (3) 各町類似の事業等については、原則として新町において調整するものとする。
- (4) 各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。

さいたま市（平成13年5月1日合併：浦和市、大宮市、与野市）

慣行の取扱い

- (1) 市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。
ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。
- (2) 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。
- (3) 都市間交流については、新市において継続する。
- (4) 名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。

さぬき市（平成14年4月1日合併：津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町）

慣行の取扱い

- (1) 市章、市民憲章、市木、市花、市歌及び表彰規定については、新市において新たに定める。
- (2) 各種イベントについては、原則として現行のとおりとするが、新市において調整を図る。

あさぎり町（平成15年4月1日合併：上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村）

町・村の慣行の取扱い

- 町章、町民憲章、町花、町木、町鳥、町歌及びキャッチフレーズについては、新町において新たに定めるものとする。
宣言及び表彰については、新町において調整する。ただし、名誉町村民は新町に引き継ぐものとする。

東かがわ市（平成15年4月1日合併：引田町、白鳥町、大内町）

町の慣行の取扱い

- (1) 市章、市民憲章、市木、市花、市歌、宣言及び各種行事等については、新市において調整する。
- (2) 表彰については、新市に移行後、速やかに制度化を図る。

神流町（平成15年4月1日合併：万場町、中里村）

慣行の取扱い

- (1) 町章、花・鳥・木や憲章などは、「神流町」において新たに検討組織を設け、新たに制定・選定等をする。
- (2) 各種伝統行事は従来どおりとし、行政主導のイベント等は整理・統合を検討する。

山県市（平成15年4月1日合併：高富町、伊自良村、美山町）

慣行の取扱い

- (1) 市民憲章、市章、市の花、市の木及び宣言は、新市において調整する。
- (2) 市民の歌、市民の踊りについては新市において検討する。
- (3) 伊自良村及び美山町の歌はそれぞれの地域の歌とし、伊自良村及び美山町の踊りは、それぞれの地域の踊りとする。
- (4) 市のキャラクタ・マ・ク及びキャッチフレーズについては、新市において検討する。
- (5) 伊自良村のキャラクタ・マ・ク及びキャッチフレーズについては伊自良地域のキャラクタ・マ・ク及びキャッチフレーズとする。
- (6) 共同声明については、新市において検討する。

大崎上島町（平成15年4月1日合併：大崎町、東野町、木江町）

町の慣行の取扱い

- (1) 町章、町木、町花、町歌、町民憲章、宣言、表彰については、新町において新たに定める。
- (2) 町民体育大会は統合するものとするが、当面は旧町単位で3会場により開催する。事業内容、開催時期、開催場所等については新町において調整する。
- (3) 夏まつりは当面、現行のとおり新町に引継ぐ。事業内容等は新町において調整する。
- (4) 文化祭は統合するものとし、メイン行事を町内1か所で開催し、公民館別に作品展・発表等の公民館祭りを開催する。事業内容、開催時期、開催場所等については新町において調整する。
- (5) 産業祭、成人式、文化講演会、健康福祉祭はそれぞれ統合するものとし、町内1か所で開催する。事業内容、開催時期、開催場所等については新町において調整する。
- (6) 敬老会は統合するものとし、数会場で分散開催する。事業内容、開催時期、開催場所等については新町において調整する。

いなべ市（平成15年12月1日合併：北勢町、員弁町、大安町、藤原町）

慣行の取扱い

- (1) 市章、市民憲章、市の木及び花等については、新市において定める。
- (2) 各種宣言については、新市において定める。
- (3) 表彰制度については、新市発足後において新たな制度を創設する。

対馬市（平成16年3月1日合併：厳原町、美津島町、豊玉町、峰町、上県町、上対馬町）

慣行の取扱い

- 新市において調整する。ただし、名誉町民等については、すでに各町において功績を称えるため、その称号を贈っていることから、合併時に調整する。